

石綿含有産業廃棄物の取り扱いについて

これまでの石綿含有廃棄物は、主に「がれき類」「ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず」と特別管理産業廃棄物の「廃石綿」に該当していましたが、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課より令和3年3月30日付けで公表のありました「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第3版）」において石綿含有仕上塗材が廃棄物となったものは「汚泥」に該当する可能性があるとの見解が示されました。

川崎市では、石綿含有廃棄物等処理マニュアルの改訂を受け検討した結果、次のとおり対応することといたしましたので、お知らせします。

- 産業廃棄物収集運搬業の汚泥の許可を持つ事業者に対し、石綿含有産業廃棄物を取り扱っている場合は許可証の書き換えを行います。
- 令和4年3月末（令和3年度中）を期限とし、期限内に申請すれば変更届での対応といたします。なお、令和3年度中に更新期限を迎える事業者におかれましては、その有効期限までとします。
上記期限を過ぎた場合は、変更許可申請が必要となります。
- 変更届に必要な添付書類は、様式第13号に運搬方法と運搬容器（使用する場合）を記入し、許可証（写し）と合わせて提出してください。
- 産業廃棄物収集運搬業のガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くずの許可を持つ事業者におかれましては、石綿含有廃棄物の汚泥を扱う場合は、変更許可が必要となります。
- 特別管理産業廃棄物の廃石綿の許可を取得している事業者におかれましては、許可証の書換えは不要となります。

ただし、石綿含有廃棄物の汚泥の許可を新しく取得する場合は、新規許可申請等の手続きが必要となります。